

出版関連小委員会（第 3 回）における主な議論の概要 （「電子書籍に対応した著作権」（仮称）の主体及び客体関係）

平成 25 年 6 月 24 日

文化審議会著作権分科会出版関連小委員会（第 3 回）において、「電子書籍に対応した著作権」（仮称）の主体及び客体に関する議論が行われた。主な議論の概要は、以下のとおり。

I 権利の主体について

（1）「電子書籍に対応した著作権」の主体となり得る者について

【電子書籍を流通させる者や海賊版対策を行う者を主体とすべき意見】

- 電子書籍の流通を増やす努力をする者や、海賊版対策を行う者が権利を持つべき。
- 著作者の意向を形にして流通させる者が権利を持つべき。

【現行法上の著作権を有している出版者のみを主体とすべき意見】

- 現行の紙の出版物を出版している出版者が、紙の出版物のシェアを電子書籍に奪われないようにするため、現行の著作権を有している出版者に主体を限るべき。

〈反対する意見〉

- 紙の出版物のシェアが電子書籍に奪われることを防止する方策として、電子書籍に対応した著作権を求めているわけではない。出版社も既にポーンデジタルでの出版事業を行っており、現行の著作権を持っている者にのみ権利が与えられるということでは困る。
- 著作権法上、同じ行為に対しては同じような権利が生じるようにすべきであり、客体や主体を限定すべきではないのではないか。既存の出版者ではない者であっても、権利の設定を受け、電子書籍に係る業務を行うのであれば、その者に権利を付与すべき。
- 電子出版を行うのは、既存の出版者に限られないため、既存の出版者に権利を与えるだけでは不十分。
- 権利の主体としては、著作者が望む相手方に権利を設定できるよう、法律で限定する必要は特にないのではないか。

（2）その他

- 権利の主体は、義務の内容や、著作権の対象となる行為の内容とあわせて議論すべきことではないか。

Ⅱ 権利の客体について

- 著作権法上、同じ行為に対しては同じような権利が生じるようにすべきであり、客体や主体を限定すべきではない。〈再掲〉
- 大きく分けて DVD、CD-ROM、USB などにコンテンツをいれる パッケージ型と、ネット型のものがあるが、出版社としては、両方とも「電子書籍」であると考えている。
- 電子的な方法によって文字を写し出すことは、「その他の機械的方法」(81 条)に当たると考えているため、文字又は固定した絵として再生することを目的とする CD-ROM、DVD 等の記録媒体の複製及び頒布は「出版」に当たるのではないかと。
- ボーンデジタル型のコンテンツを公衆送信する者に現行の出版権類似の権利を与えることとした場合、書籍とはみなせないようなデジタル情報を配信する業者にも同様に権利を与えなければならない、際限がなくなってしまうのではないかと。
- 紙ではないボーンデジタル型のコンテンツが出てくることから、電子書籍は、著作物であるかどうか、また、コンテンツが有料か無料か、ということも判断基準になるのではないかと。
- リッチコンテンツ、マルチメディアコンテンツに広がっていくと、議論の收拾がつかなくなるので、これまでの出版物の定義を逸脱しない範囲で、議論すべきではないかと。
- 1 つの考え方として、いわゆる ISBN コードを付与して流通させるものに客体を限定するのがよいのではないかと。

(以 上)